

文教経済常任委員会記録

招集年月日	令和7年12月2日(火)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開会 12月2日 午前10時00分			
	閉会 12月2日 午前11時10分			
出席委員	委員長 委員 " "	山田一繁 近藤沙織 和田貴弘 鈴木健夫	副委員長 委員 " "	佐藤真 加藤将伍 加藤大輔 森崎成喜
欠席委員	なし			
紹介議員	紹介議員	城所美奈子		
説明のため	市民生活部長	大河原裕之	環境課長	関口秀昭
出席した者の職氏名	主幹 (生活環境担当)	駒野辰雄		
	産業振興課長	米澤和成	主幹 (商工観光担当)	犬竹聡
	主査	小谷野徹	主査	澁谷宜範
	市民課長	須田幸知	主幹 (市民担当)	樋口真也
	都市整備部長	武藤勝	建設課長	内藤好一
	主幹 (道路治水・維持担当)	東尚吾		
	上・下水道部長	下田篤司	水道課長	関根博
	主幹 (経営総務担当)	菊地誠治		
	下水道課長	鹿山喜久治	主幹 (業務担当)	加藤真由美
	主幹 (工務担当)	武田千学	主幹 (施設担当)	松本晃大
	教育部長	森田敏夫	教育総務課長	中條智則

	学校給食センター 所長	大野 慎		
書 記	事 務 局 長	滝 沢 淳	次 長	鈴 木 克 明
	主 幹	金 子 砂知子	主 任	木 村 郁 哉
付 託 事 件	議案第71号 令和7年度日高市一般会計補正予算（第5号）			
	議案第73号 令和7年度日高市水道事業会計補正予算（第1号）			
	議案第74号 令和7年度日高市下水道事業会計補正予算（第1号）			
	議案第82号 日高市環境保全条例の一部を改正する条例			
	議案第83号 日高市下水道事業設置条例の一部を改正する条例			
	議案第84号 日高市下水道条例の一部を改正する条例			
	議案第85号 日高市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例			
	議案第86号 日高市水道事業給水条例の一部を改正する条例			
	請願第1号 「ゲノム編集技術応用食品の表示の義務化を求める意見書」を国に提出することを求める請願			
審 査 の 経 過				
(別紙のとおり)				

開 会 午前10時00分

○山田委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより文教経済常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第71号、議案第73号、議案第74号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号及び請願第1号の審査であります。

このうち議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略したいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、議案第73号 令和7年度日高市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第86号 日高市水道事業給水条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (上・下水道部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時02分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります

まず、議案第73号について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第86号について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第73号に対し、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第73号 令和7年度日高市水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第86号に対し、反対の願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第86号 日高市水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和7年度日高市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第83号 日高市下水道事業設置条例の一部を改正する条例、議案第84号 日高市下水道条例の一部を改正する条例、議案第85号 日高市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (上・下水道部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第74号について質疑を願います。

佐藤委員。

○佐藤委員 議案第74号 令和7年度日高市下水道事業会計補正予算(第1号)に関して質疑をいたします。

予算書5ページ、資本的収入及び支出の収入の部、款1、下水道事業資本的収入、項3、分担金及び負担金、目1、受益者負担金について質疑をいたします。受益者負担金の新規賦課に伴う増額として147万3,000円が計上されております。この新規賦課の内容についてお尋ねをいたします。

○山田委員長 鹿山下水道課長。

○鹿山下水道課長 御質疑にお答えいたします。

受益者負担金の新規賦課につきましては、開発行為により公共下水道接続の申請がありました土地に対しまして新規に賦課したものでございます。内容といたしましては、市街化区域で接道がなかった土地で、周辺の土地を含めた一体利用により公共下水道の利用が可能となったもの、それから認可区域内で市街化調整区域であったことから、徴収猶予としていたものでございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○山田委員長 質疑を終わります。

次に、議案第83号について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第74号に対し、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第74号 令和7年度日高市下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第83号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第83号 日高市下水道事業設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第84号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第84号 日高市下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第85号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第85号 日高市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 日高市環境保全条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(市民生活部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時09分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

議案第82号について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第82号に対し、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第82号 日高市環境保全条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和7年度日高市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

初めに、市民生活部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(市民生活部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時11分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

市民生活部関係について質疑を願います。

佐藤委員。

○佐藤委員 市民課に関して1点質疑をお願いいたします。

予算書16ページ、住民基本台帳事務であります。マイナンバーコーナー設置、配線工事など285万7,000円が増額計上されております。本会議質疑の御答弁で、対面で最大で5組、手続等が行えるようにするとありましたけれども、マイナンバーカードの更新などで手続をする方が増えていることへの対応なのか、また開設することでどのくらいの受入れ人数を想定しているのか、お尋ねをいたします。

○山田委員長 須田市民課長。

○須田市民課長 御質疑にお答えいたします。

マイナンバーコーナーにつきましては、マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新等に来られる方の増加が予測されていることから、適切かつ迅速に手続を進められるよう専用の窓口を設けるものでございます。

なお、1日当たりの受入れ人数は、マイナンバーカードの受け取りに来られる方を25人、電子証明書の更新に来られる方を45人、暗証番号の再設定や紛失等の手続に来られる方を25人、カードの申請補助サービスに来られる方を10人で、合計105人と想定しております。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

加藤将伍委員。

○加藤（将）委員 産業振興課についてです。

歳出26ページの7款、商工費、1項、商工費、3目、消費者行政推進費、消費生活相談事業について1点質疑いたします。庁用備品12万円の増額について、全国消費生活情報ネットワークシステムの更新に係る備品購入費とのことですが、具体的にどのような備品であるかお伺いをいたします。

○山田委員長 米澤産業振興課長。

○米澤産業振興課長 御質疑にお答えいたします。

消費生活相談事業の17節、備品購入費、細節1、庁用備品の内容でございますが、令和8年度の新システムへの移行に当たり、現在使用している国民生活センターから配備されたパソコンを返却する必要があることから、新システムの利用に必要なパソコンを購入するものでございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 補正予算書の5ページ、第2表の繰越明許費補正について伺います。

款7、商工費、項1、商工費、巾着田維持管理事業において1,200万円を令和8年度へ繰り越す理由を伺います。

また、予定していた維持管理において、どの部分が年度内に完了しない見込みになったのか、また物価高騰、資材の調達難、人員不足、入札不調など外部要因があったのか、それぞれ明確に

お示しいただきたいと思ひます。

○山田委員長 米澤産業振興課長。

○米澤産業振興課長 御質疑にお答えいたします。

第2表、繰越明許費補正の追加のうち、7款、商工費、1項、商工費、巾着田維持管理事業1、200万円でございますが、12節、委託料、細節14、あいあい橋補修工事設計委託料を全額繰り越すものでございます。繰越明許費とする理由でございますが、昨年度実施いたしましたあいあい橋保守点検業務の結果を踏まえ、今年度は補修工事のための設計業務を予定しております。しかし、木製トラス橋は特殊な構造であることから、適正な工法を選定するための比較設計を実施する必要が生じたもので、この比較設計に必要な事業期間を確保するため、繰越明許費を追加するものでございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、都市整備部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (都市整備部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

都市整備部関係について質疑を願ひます。

佐藤委員。

○佐藤委員 建設課に関して2つ質疑をお願いしたいと思ひます。

予算書27ページ、道路等維持・補修事業であります。提案説明で市民からの要望に対応するため、応急修繕に係る工事費として維持管理工事が2,850万円増額されておりますが、具体的にどのような工事を想定しているのかお尋ねをいたします。

もう一点、同じく予算書27ページ、河川・水路整備事業であります。令和6年台風10号で被災した下小畔川の護岸整備に係る工事費として4,549万1,000円が増額補正されております。今後の工程がどのようになるのかお尋ねをいたします。

○山田委員長 内藤建設課長。

○内藤建設課長 御質疑にお答えいたします。

まず、1点目の道路等維持・補修事業でございますが、維持管理工事費は区長要望に対応するものと、市民から寄せられる応急修繕に対応するもので構成されております。そのうち応急修繕に係る工事費につきましては、経年劣化による舗装のひび割れ、穴、わだち掘れの修繕や砂利道の水たまりの改善、道路側溝や蓋の破損による修繕工事等を想定しております。今年度は、人件費や材料費の高騰に加え、応急修繕工事が必要となる要望が増加したことから、応急修繕工事費の執行率が約90%となっており、市民からの修繕工事の要望に対応していくため、増額補正をするものでございます。

続きまして、2点目の河川・水路整備事業の御質疑にお答えいたします。令和6年台風10号で護岸が崩壊した中沢地内ほかの下小畔川につきましては、現在、護岸復旧工事に向けた準備を進めております。本年第3回定例会補正予算成立後、6月に護岸復旧設計業務委託を契約し、現地の状況や地質調査等を基に護岸工事の復旧方法の決定に向けた工法を検討していたところでございますが、当初予定している大型ブロック積みの土台となる地盤の強度を調べるため、標準貫入試験による地質調査を行ったところ、軟弱地盤であることが確認され、地盤を補強する工事が必要との調査結果が11月下旬に判明しました。

当初、本工事につきましては、本年第4回定例会の補正予算成立後、設計業務委託の成果に基づき工事を発注する予定でございましたが、軟弱地盤に対応するための工事費がさらに追加されまして、土壌改良や、くい基礎にするかなどの工法の比較検討を行った上で工事費を積算する必要がありますので、この追加費用につきまして令和8年第1回定例会で補正予算を計上し、今回の補正予算案の工事費と合算して令和8年3月に地盤工事と合わせた護岸復旧工事を発注する予定でございます。

なお、本工事につきましては、令和8年度への繰越明許を行い、令和8年度に工事に着手して当該年度に完了を予定しております。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、教育部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(教育部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時22分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

教育部関係について質疑を願います。

加藤将伍委員。

○加藤（将）委員 歳出、31ページ、10款、教育費、6項、保健体育費、2目、学校給食費、学校給食費管理事業について2点質疑をいたします。

1点目、提案理由に米飯価格等の著しい高騰に対応とありましたが、米飯価格はどのくらい高騰しているのか、お伺いをいたします。

2点目、今回の補正は総額1,310万6,000円の追加ですが、学校給食費ベースでは幾らになると試算をしているか、お伺いをします。

○山田委員長 中條教育総務課長。

○中條教育総務課長 お答えします。

まず、1点目の質疑でございます。米飯については、埼玉県学校給食会から調達しておりまして、1年に2度価格改定がありますが、基準となる70グラムの税込み価格につきまして、令和6年度の上期が59.62円、下期が69.78円、令和7年度の上期が82.86円、下期の補正予算編成時の見込み価格が97.20円となっております。令和6年度上期から令和7年度下期見込額は37.58円の増、率にいたしますと63%の増と著しく高騰しているところでございます。

続きまして、2点目の質疑にお答えいたします。米飯価格等の物価状況を反映させまして、児童分が現在月額4,300円のところを4,764円で464円の増、生徒分月額5,200円のところを5,762円で562円の増と試算し、賄材料費の必要額を見積もっております。なお、1食当たりになりますと、児童分250.26円が277.26円で27円の増、生徒分302.6円が335.35円と32.71円の増でございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第71号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第71号 令和7年度日高市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なし）

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 「ゲノム編集技術応用食品の表示の義務化を求める意見書」を国に提出することを求める請願を議題といたします。

紹介議員の出席を求めます。

（紹介議員出席） （城所美奈子議員）

○山田委員長 紹介議員から説明を求めます。

紹介議員、城所美奈子議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） ゲノム編集技術応用食品の表示の義務化を求める意見書を国に提出することを求める請願が出されました。ゲノム編集技術応用食品について、食品表示基準に基づく表示を義務化することを求める意見書を国に提出していただくよう請願するものを受け、私が紹介議員となります。

理由は、以下にお示ししているとおりでございます。

○山田委員長 説明を終わります。

これより質疑に入ります。

近藤委員。

○近藤委員 それでは、まず質疑1点目ですけれども、本請願書を見ると、地方自治法第99条に基づく意見書の提出を求めるものですが、この99条条文では、当該普通地方公共団体の公益に関する事件に限定されております。本請願書には、日高市の住民の生活や市との行政の事務などの関係性が一切示されておきませんが、これについて請願者として本市の公益性を御説明ください。

2点目です。この請願に関連した、先ほどの1点目とも関連するのですが、日高市固有の状況を知りたいので、具体的に市民が困っていることが分かるデータや事例、それから相談件数、そして賛同者の数を教えてください。これは単なる一般論ではなく、日高市固有の状況をお示しくください。

○山田委員長 2つでよろしいですか。確認ですけれども、質疑3回までですので。

城所議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） まず1点目、ごめんなさい、地方自治法第99条とおっしゃったと思うのですが、それは意見書を提出するときに認められる条文であって、請願に関しては地方自

治法第124条の規定によって請願をされているものですので、質問に該当はいたしません。ごめんなさい、今回の請願内容の意図には値しません。ごめんなさい、地方自治法第99条に基づく意見書を国に提出いただくよう求めますという文章ですか。

(「はい、そうです」の声あり)

- 紹介議員(城所美奈子議員) これは基本的に公益性は……
- 山田委員長 ちょっといいですか。そこで勝手に応答しないでください。
- 紹介議員(城所美奈子議員) 分かりました。
- 山田委員長 どうぞ答弁を続けてください。
- 紹介議員(城所美奈子議員) 基本的に日高市民に対する公益性を示すものというふうにおっしゃっていましたが、これは日高市に限ったことではなく、日高市議会として意見書を国に提出する権利を有するものを行使するという意味合いです。

2点目の日高市内における相談数及び件数というふうにおっしゃっていましたが、日高市での統計は取っておりません。

以上です。

- 山田委員長 データ、事例、相談件数、あと賛同者の数です。続けてどうぞ。
 - 紹介議員(城所美奈子議員) 賛同者の数も日高市民に対してのアンケート等を取っているわけではないので、統計はお示しできません。
 - 山田委員長 近藤委員。
 - 近藤委員 そうしましたら、今の御答弁から日高市の公共性が示されていない状態で、請願者のほうで求められている地方自治法第99条に基づく意見書提出の要件は満たしておらず、これに関してどのようにお考えかということと、日高市固有の地域的事実があるのか、それとも全国一般論なのか、これ再度、明確にお答えください。
 - 山田委員長 城所議員。
 - 紹介議員(城所美奈子議員) 地方自治法第99条に基づく意見書という意味合いに該当しない、満たしていないという御意見でしたが、基本的に満たしているということで紹介を受けました。
- 2点目の日高市において必要なのか、全国的に必要なのかと、両方に必要だと思われま
- 山田委員長 近藤委員。
 - 近藤委員 すみません、再度お聞きします。
- 日高市固有の事実があるわけではなく、全国一般論ということではよろしいでしょうか。
- 以上です。
- 山田委員長 城所議員。
 - 紹介議員(城所美奈子議員) 日高市固有の事実があるわけではなくというふうには断定できるものではありません。当然想定されます。

以上です。

○山田委員長 日高のデータはないと言っていて……

それでは、ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 質疑いたします。2点お伺いいたします。

1点目なのですが、本請願は消費者の知らされる権利、選ぶ権利を担保するために、食品表示義務基準に基づく表示の義務化を求めるものとされております。一方で、請願理由の中に、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを科学的に判別できないことを理由に食品表示基準の対象外とされていますと記されております。

消費者庁のホームページにも、同様に科学的に判断が不能とされております。現状での科学的な判別は不可能ということが説明されているわけであります。こうした現状の中で、請願者並びに紹介議員の城所議員は、食品表示基準に基づく表示の義務化を求めていると考えますが、表示に当たって科学的な根拠をどのように担保できるとお考えなのか伺いたいと思います。

もう一点伺います。請願理由として、消費者は商品などに関する正確かつ十分な情報を知らされる権利があると記されております。大切な考えだと思っておりますけれども、先ほどもちょっと触れましたが、現状では科学的な判別が不可能という状況であります。

一方で、消費者庁のホームページを見ると、ゲノム編集技術をはじめとする新たな育種技術については、国内外で研究開発が進められている分野であることから、今後、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集も随時行った上で、新たな知見等が得られた場合には、表示の義務づけも視野に入れつつ、必要に応じて取扱いの見直しを検討するとされております。科学的な判別が現状ではちょっと不可能ということになっておりますけれども、そういう時点で表示を義務化するよりも、科学的な判別が可能な知見を得られてから表示義務化するほうが消費者に混乱をもたらさないと私は考えるのですが、その点について城所議員はどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○山田委員長 城所議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） まず、1点目の科学的な判別ができない、その科学的に証明される担保はどのようにされるかというような御質問だったかと思いますが、これは科学的に判別ができない、ごめんなさい、どのように担保するかとおっしゃいましたか。すみません。

○山田委員長 それでは、もう一度佐藤委員から言ってください、確認のために。

○佐藤委員 お願いします。表示に当たって科学的な根拠をどのように担保できるとお考えなのか伺いたいということです。

- 山田委員長 続けて答弁をお願いします。
- 紹介議員（城所美奈子議員） 科学的な判別はできない状況には変わりませんので、担保できる、科学的な判別はできません。ゆえに、2番目の質問になりますけれども、科学的な判別が可能になってから、食品表示の義務化を……
- 山田委員長 ちょっとよろしいですか。1つ目の、これ休憩したほうがいい。暫時休憩いたします。
休 憩 午前10時37分
再 開 午前10時37分
- 山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
続けてどうぞ。
- 紹介議員（城所美奈子議員） では、2点目の基本的に食品表示義務を視野に入れ検討するというふうな流れではありますが、ゲノム編集食品が今流通されているのは確固たる事実です。その時点でゲノム編集食品に値する旨を表示する必要性はあるかと思えます。その先のことで安全性の科学的担保はされていないわけですので、基本的にゲノム編集食品を流通するに当たっては、表示をすることを求めています。なので、科学的な判別、要は是非の問題かと思うのですけれども、科学的にメリットとデメリットが取り上げられていますけれども、ちょっとごめんなさい、首をかしげていらっしゃるようですが、科学的な判別が可能になってからでは遅いのです。義務化される見通しもなく、基本的に今現在、流通をされているわけですから、今の時点で知らず知らずにゲノム編集食品を消費者が口にすることのないように求めています。
- 山田委員長 ちょっと質疑に対して討論がかみ合っていないのですけれども……
（「かみ合っていない……」の声あり）
- 山田委員長 かみ合っていません。
（「いいです」の声あり）
- 山田委員長 続けてやってしまう。では、いいですか、繰り返さなくていい。
- 佐藤委員 はい、大丈夫です。
（「むしろその質問が、この趣旨に合っていない」の声あり）
- 山田委員長 今、休憩中でないので、不規則発言はやめてください。城所議員、よろしいですね。
- 紹介議員（城所美奈子議員） 分かりました。
- 山田委員長 では、続けて。
（「何度も同じ……」の声あり）
- 山田委員長 いいえ、だからその不規則発言をしないでくださいと注意しているのです。よろしいですね。
- 紹介議員（城所美奈子議員） はい。

○山田委員長 続いて、質疑をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤委員 再質疑をいたします。

ゲノム編集技術を使った食品が流通していると。だから、それに値する、表示に値するような状況になっているということの御説明がありました。それに関して、先ほどの答弁の中で、判別はできないというふうに明確にお答えになったのですけれども、判別ができないものをどうやって表示するのか、ちょっと私には全く分かりません。そここのところの再度の明確な御答弁を願いたいということが1つ。

それからもう一つ、先ほど表示をしようとするような動きがないというような御答弁がありましたけれども、私のほうで消費者庁で、だから質疑にもちょっと入っていたと思うのですけれども、表示の義務づけも視野に入れて取扱いの見直しを検討することが消費者庁のホームページに載っているのですが、そういうことからすると先ほどの御答弁は全くおかしいのではないかと思うのですけれども、その点について御説明ください。

以上です。

○山田委員長 城所議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） 答弁の前にちょっと質問させていただきたいのですけれども。

○山田委員長 答弁です。

○紹介議員（城所美奈子議員） ちょっと意味が分からない。何の科学的な判別ですか。何に対する科学的判別の立証を求めているらっしゃるのですか。

○山田委員長 答弁する側ですから。では、暫時休憩をお願いするか何か意思表示してください。

○紹介議員（城所美奈子議員） では、暫時休憩をお願いいたします。

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時44分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

城所議員、答弁をお願いします。

○紹介議員（城所美奈子議員） では、大変申し訳ありません。1点目の私の答弁のほうで科学的な判別はできないというふうに断言をしましたが、できないと言っているのは消費者庁であって、国であって、政府であるものですから、本来であれば判別が、判別といいますか、ゲノム編集食品を用いたということは当然分かるべきことを表示していないがために、このような請願に至っております。なので、科学的に判別できないという理由を明確にというお答えに関しては、1問目の答弁を少し修正させていただいてお答えとさせていただきます。

そして、消費者庁のほうで、食品表示も視野に入れて検討するということがずっと言っていま

す。ずっと言っていますが、全くかないません。もう3年も4年も前から言っています。ですので、それに期待することができないので、今、実際に流通しているゲノム編集食品に関しては、表示をすることを義務づけるべきだという考えです。

以上です。

○山田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 3回目の答弁で、これ最後になりますね。

国の消費者庁ができないと言っているだけであって、できるものだというふうに御説明がございました。できるものというのは、何が根拠なのですか。

○山田委員長 城所議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） 実際に、ここに請願の内容にありますように、ゲノム編集食品のトマト、トウモロコシ、ジャガイモなどの農作物、マダイ、トラフグ、ヒラメなどの水産物がゲノム編集食品されたものが流通しております。例えば、マダイなんかは食べる量が多い肉厚のもの、筋肉むきむきのマダイが流通しているわけです。ほかにもジャガイモなんかはソラニンという色素を省いたものですか、ゲノム編集のトマトなんかは甘さを優先にして、大きくというような、細かく言えばいろいろな食品が流通しているのは事実です。ただ、それがゲノム編集食品とうたわれていないのにすぎないので、ぜひ義務づけをとということを申し上げている次第です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 3点御質疑させていただきます。

1点目ですけれども、請願ではゲノム編集食品の届出制度が存在し、既に多くの品目が公開されていると記されておりますけれども、請願文の前半では、「外来遺伝子が残っている場合は、遺伝子組換え食品として表示義務がある」と明確に書かれており、これは現行の食品表示制度が一定の透明性を確保しているという説明であります。

しかし、後半では、「消費者は知らされないまま購入する可能性がある」と述べており、届出制度という情報公開の仕組みがあるにもかかわらず、消費者が知らずに買うという結論に至っていますが、どうしてそのような論理となるのか、その根拠をお伺いします。

それから、2点目ですけれども、表示義務化には事業者、流通、行政への負担が発生します。しかし、請願には、その影響評価が一切ありません。なぜ義務化のメリットのみを取り上げて、デメリットをゼロと扱っているのか、その理由をお伺いします。

3点目、科学的に区別ができず、国も義務化していない中で、私たち地方議会から国に意見書を出す必然性は説明されていません。確認しますけれども、科学的に識別できないものを事業者が義務表示させる制度が実施可能であると本当にお考えですか。実施可能であるなら、その根拠となる科学的方法、行政実務、検査体制を具体的にお示しください。

以上です。

○山田委員長 城所議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） まず、1点目ですけれども、届出がされているのにもかかわらず流通しているその根拠を論理的に述べよということでしたけれども、届出はされているのですが、流通に関して表示義務がないということをお伝えしています。

2点目ですが、流通するに当たっては、いろいろな場所での負担が強いられるということで、そういったデメリットに関しては触れていないという御答弁でしたが……

○山田委員長 質疑。

○紹介議員（城所美奈子議員） ごめんなさい、質疑でしたけれども、そのような負担と申しますか、販売する上での義務というふうに捉えていただければいいと思います。消費者にとってはデメリットでも何でもないですので、消費者の目線でこの請願書は出されております。そういった表示をするに当たっての負担は当然かかると思われま。

3番目に、科学的な判別ができないのに本当によいのか、考えをということでしたけれども、佐藤委員の質疑にもお答えしているとおり、科学的な判別ができないというふうになされていますけれども、実際にゲノム編集食品が流通している実態からも、本当に今は危機的状況、これは流通し始めてからもう数年たっております。危機的状況ということで、本当に必要だと思えます。日高市議会から意見を出すことが正当なのか、本気でそう思っているのかということでしたけれども、本当に至極真つ当です。むしろ日高市議会としての役割の大事な一つだと思えます。皆さんの、消費者、国民、市民の声をすくい上げて、議会としての権利を行使する。これは議会としてあるべき姿だと思えます。

以上です。

（「もういいです」の声あり）

○山田委員長 分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

加藤大輔委員。

○加藤（大）委員 先ほどから出ています請願には、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものか科学的に判別できないことを理由に食品表示基準の対象外とされていると明記されていることを前提に、皆さんと一緒にすけれども、3点改めての部分もありますが、お伺いをいたします。

消費者庁は、ゲノム編集技術応用食品の表示の在り方についてという書類の中で、表示制度を考えるに当たっては、消費者の動向、これは分かります。表示制度の実行可能性、表示違反の食品の検証可能性、4番目、国際整合性を十分に考慮することが必要であると示しています。当然そのとおりだと思えます。

先ほどの質疑の御答弁の中で、幾つかその判別ができるというようなお話がありましたけれども、消費者庁は科学的に判別できないことだけを理由にしているわけではないと考えますが、そもそも自然界の、または従来品種改良で起こったものの変化とゲノム編集技術応用食品の科学的な判別、先ほどからできる、できないでちょっと話がずれているのですが、できるのかというのを改めて御確認させてください。

できないのであれば、先ほどの4項目について、どのように解決できると考えているのかをお示しいただきたい。

(「ゆっくりお願いします……」の声あり)

○加藤(大)委員 1点目、消費者の動向、これは結構です。

2点目、表示制度の実行可能性、表示違反の食品の検証可能性、国際整合性。委員長、すみません。本来、休憩中に言わなければいけなかったです。失礼しました。の4項目……

○山田委員長 だから、不規則発言に反応しないでもらえます。

○加藤(大)委員 失礼いたしました。

2点目、消費者庁は、ゲノム編集技術応用食品の表示の在り方について、これは先ほどの佐藤委員の発言にもあったと思うのですが、実際の流通状況を見つつ、適宜制度の運用状況を検討し、必要に応じて見直しを検討するとしていますが、この姿勢について問題があるというような、この姿勢について問題がないと私は考えますが、この姿勢について問題があるというようなお話でした。制度運営の実効性確保の観点から、表示義務違反の食品を特定し、所要の措置を取ることができない制度というのは、消費者に対して責任ある制度とは言えないと考えます。国が結果として無責任な制度をつくってしまうことになることについては、それでよいとお考えでしょうか。

3点目、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品については、自然界または従来品種改良で起こったものの変化の範囲内であるため、安全性審査不要となっています。加えて、事業者が消費者に対して自発的に表示等情報提供が促されています、事業者に対して。検証不可能な制度設計をすることで、届出をしない事業者や不正確な情報を届出をする事業者等が出てくるリスクもあると推察しますが、どのような制度にすれば正確な食品表示義務が担保されるところとお考えでしょうか。

○山田委員長 城所議員。

○紹介議員(城所美奈子議員) 消費者庁の文言を用いて御質疑がありましたけれども、基本的にまとめますと、自然界に起こる、いわゆる特異変異と、あとゲノム編集による変異の科学的判別ができないものとしてお答えくださいと最後にありましたので、判別というか、ゲノム編集食品を用いた食品というのは特定できるという考えなので、4点に対してのお答えは省かせていただきます。強いて言うならば、消費者の動向はもう高まっています。もう数年前から言われ続けてい

るのを今になっても食品の表示をされないことから、今は機運が大変高まっているところだと感じています。

それと2点目の、やっぱり消費者庁の意見を受けてなのですが、表示義務違反など国が許したことで、無責任な結果につながるのではないかというような内容だったと思うのですが、基本的にどのように作られたかをそのまま伝えればいだけすぎなくて、隠す必要はないという考えです。基本的にそのまま、本来の作られ方をそのまま言っていただき、表示していただければいいという考えです。

それから、3番目です。事業者が自発的に表示をしていることもあったりもしますが、不正確な情報を流す業者なども出てくる可能性があるというような内容だったかと思えますけれども、それはそこでまた新たに考えればいいことであって、食品の表示、要はどのように作られたか食品の表示をするということに違反する業者に対しては、また別の問題ですので、ここで言われることではないと思います。

以上です。

○山田委員長 加藤大輔委員。

○加藤（大）委員 今回の質疑の中のすごく大事なポイントだと思うので改めて確認をさせていただきたいのですが、自然界または従来品種改良が起こったものの変化は、要するに後々科学的に判別できるというような御答弁、特定できますという御答弁だったのですが、それはどこに示されているのか、その根拠をお示してください。これ1点目についてです。

2点目と3点目について、これ全部関連づいているのですが、私はもちろん業者の方、生産者の方が、当然生産者があって、流通があって、加工場があってといろんなところにずっとあって、絶対に混ざらないというようなことが必要だと思うのですが、混ざらないと思っていても混ざるとか、そういったリスク等々も普通にあるわけです。先ほど鈴木委員の話の中にもありましたけれども、そういったことが絶対に混ざらないための費用負担であるとか、様々なことがあります。そういったことを無視して表示だけせよというのは無責任ではないかと、ここで改めて2点目、確認をさせていただきます。

○山田委員長 城所議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） ちょっと加藤委員のおっしゃる自然界で起こる特異変化ですよ。基本的に自然界では起こるのです。変異というのは起こります。なので、それとゲノム編集食品の遺伝子操作をしたものとを分けて考えていただきたいのですが、自然界の変化はもう過去に、本当にすごく昔から起こっていることなので、その辺りを判別できるかどうか根拠を示してくださいっておっしゃったかと思うのですが、ゲノム編集食品が判別できる根拠というのは、実際にゲノム編集食品が流通しているからです。自然界の特異変質については証明できるものというか、ちょっと今、私は持ち合わせていないのですが、自然界ではこれまでもずっと起こってきたこ

となので、分けて考えてください。

それから、2点目の流通……

○山田委員長 いや、答弁を。分けて考えてくださいというのではなくて、答弁を。

○紹介議員（城所美奈子議員） 分かりました。なので、分けて考えるべきだと思います。自然界における特異変異というのは、起こります。起こってきています。今、請願の中にあるのは、ゲノム編集食品に対する食品表示を求めているのであって、自然変異とは全く別次元です。ということが答弁です。

それから、2点目の流通過程において、いろいろなものが混ざる可能性があるのに、表示だけを求めるのは無責任ではないかということですが、基本的に混ざらないようにして、やっぱりこれも本請願とは趣旨がずれております。表示を求めて、その結果、混乱を招くことに関しては、それは先の問題ですし、今現在、例えばエビの品種もいろいろな、エビだけではない。例えば何があるかな、高級エビというふうに表示を装って、養殖の安価なエビを使用しているホテルなどいろいろありますけれども、それはまた別の次元なので何とも言えないです。工程によって混ざる危険性があるにもかかわらず表示だけを求めることに、何ら抵抗はございません。

○山田委員長 3回目、加藤大輔委員。

○加藤（大）委員 今、自然界で起こるものとゲノム編集技術を……ちょっと「うん」とか言わないでいただいてもいいですか。編集技術を用いて作られた作物の判別ができるというお話だったのですが、これ分けて考えてくださいということなのですが、表示をするのですから、どちらがどうかということが判別されないと表示ができないですし、それを取り締まることもできませんし、制度として成立しないということなので、改めてこの点確認しますけれども、お店に例えばトマトでもいいのです。何でもいいのですけれども、何かが2つ並んでいて、片方がゲノム編集技術を用いたものと。片方が普通の品種改良ではなくてもいいのですけれども、普通に売られているものと。これとこれで、どちらが並んでいて、ゲノム編集技術を活用した食品なのかというのが分かるという理解でよろしいのでしょうか。

○山田委員長 城所議員。

○紹介議員（城所美奈子議員） ちょっと質問の意図が理解し切れていないのですが、あるお店でゲノム編集ではない自然に育てられたもの、それからゲノム編集食品のものというのが2つ並んでいたときに、ゲノム編集食品の表示がないものは、同じ土俵に並んでしまうわけです。そうすると、ゲノム編集食品をあえて選びたい人、あえて選ばない人の選択の可能性を狭めるという意味もあります。なので、そこに表示がないものが2つ並んでいることがいいとは全く思っていないので、こちらに関しての自然界での何もしていない、ゲノム編集をしていない食品に対しての表示を求めるといった意味ですか。基本的にちょっと分からないのですけれども、こちらに関しては自然界でいろいろ変異をし続けてきているので、それは証明はできないので、そのままなの

ですが、そこにゲノム編集食品がされているにもかかわらず、表示されていないトマトが並んでしまうことを問題視しています。伝わりますか。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 委員長から城所議員に厳重に注意いたします。この委員会内で不規則発言が多いので、それは厳に慎んでください。例えば、その質問がおかしいとか、私の注意に対して何度も言わなくていいとか、そのような不規則発言、それ以外にもあるのですけれども、不規則発言があまりにも多いので、それは今後、御自身で、多分思ったことがすぐ口に出てしまうのだと思いますけれども、その点については厳重に御自分で注意してください。よろしいですね。

○紹介議員（城所美奈子議員） はい。

○山田委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

紹介議員の退席を求めます。

(紹介議員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

請願第1号に対し、反対の方願います。

佐藤委員。

○佐藤委員 請願第1号に反対の立場から討論をいたします。

本請願は、消費者の知らされる権利、選ぶ権利を担保するためにもゲノム編集技術応用食品について食品表示基準に基づく表示の義務化を求めるとするものであります。しかし、質疑でも指摘したとおり、ゲノム編集技術応用食品の科学的な判別は不可能と私は理解しております。

また、ほかの委員からも質疑がありましたけれども、加工食品、混ぜってしまったような加工食品、あるいは流通過程で混在してしまう、そうしたリスクも無視することができません。こうした状況で表示を義務化することは、消費者にかえって混乱をもたらすものではないかと危惧するものであります。

また、消費者庁も表示の義務化も視野に入れつつ、必要に応じて取扱いの見直しを検討しているわけですが、しないと言っているわけではありません。そういう状況ならば、現在、科学的な判別が可とする、できるようにする知見が得られようとしているものと私は理解します。まだそれができていない現時点でやるべきことは、その成果を待つべきだというふうに私は考えます。

以上から、本請願が求める食品表示基準に基づく表示の義務化は、時期尚早と私は考えるものであり、請願の採択に反対をいたします。

○山田委員長 次に、賛成の方願います。

(な し)

○山田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号 「ゲノム編集技術応用食品の表示の義務化を求める意見書」を国に提出することを求める請願を起立により採決いたします。

本請願は採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立なし) (起立0名、不起立7名)

○山田委員長 起立なしであります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

この際、お諮りいたします。請願審査報告書については、委員長に一任願うことに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時10分

文教経済常任委員会

委員長 山 田 一 繁